

氷川町公用封筒有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、氷川町広告掲載要領（平成31年氷川町告示第29号。以下「掲載要領」という。）第12条の規定に基づき、町が作成する公用封筒（以下「封筒」という。）への有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定める。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、封筒の裏面で町が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、封筒完成後1年間とする。ただし、当該広告の掲載された封筒の在庫がある場合は、在庫がなくなるまでとする。また、掲載中の広告の取下げはできないものとする。

(広告の規格、枠数及び掲載料金)

第4条 広告の規格、枠数及び掲載料金については、別途定めるものとする。

(掲載の申込)

第5条 申込者は、氷川町公用封筒有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載原稿を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町税等の滞納がある場合は申込者となることができない。

(掲載の決定)

第6条 前条の規定による申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、申込者に対し、氷川町公用封筒有料広告（掲載・不掲載）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(掲載の申込期間)

第7条 広告を掲載する申込期間は、広告募集時において、町長がその都度定める期間とする。

(掲載料金の納付)

第8条 広告主は、町長の指定する期日までに、掲載料金を一括して納付しなければならない。

(掲載の取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取消すことができる。

- (1) 広告主が指定する期日までに掲載料金を納付しないとき。
- (2) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載に適當でないと町長が判断したとき。

2 町長は、前項の規定により封筒への広告掲載を取消したときは、氷川町公用封筒有料広告掲載取消通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(掲載料金の返還)

第10条 既納の広告掲載料金は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない事由により広告を掲載できなかったときは、既納の掲載料金を返還するものとする。返還を受けようとする広告主は、氷川町公用封筒有料広告掲載料金返還請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(広告掲載の責任)

第11条 掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、町は一切関与しないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。